

事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	新庄浄水場等運転・管理業務事業			事業コード	1262
所属コード	906101	課等名	上下水道局浄水課 新庄浄水場	係名	
課長名	山崎 博也	担当者名	田中 晋	内線番号	697-6904
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	いつでも信頼される上水道事業の推進	コード	5
	基本事業	安定給水の確保	コード	1
予算費目名	水道事業会計 1 款 01 項 10 目 修繕費 (019-10) 水道事業会計 1 款 01 項 10 目 動力費 (020-10) 水道事業会計 1 款 01 項 10 目 薬品費 (022-10)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	平成 7 年度	
根拠法令等	水道法			

(2) 事務事業の概要

中津川から取水した原水を、水道法の水質基準に適合するよう浄水処理し、給水区域内の需要に応じた水量を供給できるよう、浄配水場施設を運転管理するとともに、施設の正常な運転状況を保つため、点検整備を行うもの。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

盛岡市の発展に伴い水需要が配水能力を上回る見通しとなったことから、第 7 次拡張事業として新庄浄水場及び中津川取水場の建設を平成 2 年度に着手、平成 7 年度に新庄浄水場が完成し給水を開始した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 13 年の水道法の一部改正により、水道事業者による第三者への業務委託が可能になった。

水道水の水質基準は、平成 15 年に大幅に改正があり「水質基準に関する省令」が制定され、これ以降水質基準は逐次改正方式に変更され、毎年のように改正されている。

また、平成 19 年 3 月水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針が示され、その対応にも努めている状況にある。

一方、配水量は、水道使用者の節水意識の向上、大口需要者の地下水利用への転換及び人口の減少等により減少傾向にある。

また、水道水の安全性・安心性に対する意識は一層の高まりを見せており、「安全で安定的な水道水の供給」、「災害に強く、安心して使える水道」といった水道事業体への要求は今後

も増大することが予想される。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

- 浄水処理施設等
- 原水

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 見込み
A 施設数	箇所	4	4	4	4	4
B 原水の取水量	m ³	9,587,060	8,310,900	12,204,432	8,366,300	12,204,432
C						

(3) 25年度に実施した主な活動・手順

- 原水を浄水処理し, 水道使用者に水道水を供給した。
- 水道法の水質基準に適合する浄水処理が出来るよう, 施設の維持管理を行った。
- 浄水処理過程で発生した汚泥は, 法に基づき処理し, 環境への負荷を低減するため有効利用した。

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

指標項目	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 施設異常, 災害時等の職員の緊急出動回数	回	10	9	10	9	10
B 浄水量(ろ過水量)	m ³	9,957,860	8,507,300	12,204,432	8,540,730	12,204,432
C 汚泥処理量	m ³	4,151	3,126	6,102	3,895	6,102

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

- 原水を浄水処理し, 水道法の水質基準に適合した水道水にする。
- 水道法の水質基準に適合する浄水処理が出来るよう, 浄水場施設の維持管理を行う。
- 浄水処理過程で発生する汚泥は, 環境への負荷を低減するよう有効利用の促進を図る。

(6) 成果指標 (意図の達成度を示す指標)

指標項目	性格	単位	23年度 実績	24年度 実績	25年度 計画	25年度 実績	26年度 目標値
A 施設の正常稼働(減断水無し)率=(1-減断水日数/年度の日数)×100	□上げる □下げる ■維持	%	100	100	100	100	100
B 配水量	□上げる □下げる	m ³	9,150,866	7,869,285	12,045,000	7,970,568	12,045,000

	■維持						
C 汚泥処理率 = (汚泥処理量 / 原水の取水量) × 100	□上げる □下げる ■維持	%	0.04	0.04	0.05	0.05	0.05

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	66,773	59,154	72,632	71,855
	A 小計 ①～⑤	千円	66,773	59,154	72,632	71,855
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	15,728	16,000	16,000	16,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	62,912	64,000	64,000	64,000
計	トータルコスト A+B	千円	129,685	123,154	136,632	135,855
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

浄水場及び配水池を24時間正常に運転・管理し、水道法の水質基準に適合した水道水を供給することは、使用者が水道水をいつでも、必要ときに必要な分だけ安心して使用してもらうことになり使用者からの信頼につながる。

また、浄水処理により発生する汚泥を水環境に影響を与えないよう適切に処理し再利用することは、水道事業の信頼に結びつく。

② 市の関与の妥当性

盛岡市の水道は、普及率がすでに97%を超え、毎日の暮らしに欠くことのできない重要な役割を担っている。この事業は、水道法に基づき、清浄にして豊富低廉な水の供給を図ることにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としていることから、市の関与は妥当である。

③ 対象の妥当性

浄水処理施設は、給水区域内に水道水を供給すべく条件に適した位置に設置されており、原水は水道事業認可及び水利権の許可に基づいていることから、現状で見直す余地はない。

④ 廃止・休止の影響

浄水場は、ライフラインである水道水の製造工場であり、この事業を廃止・休止することはできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

浄水場職員の技術力を高めることにより、浄水場の安定した運転・管理の向上につながる。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

水道の利用については、水道法により給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは正当な理由がなければ拒んではならないことになっており、特定の需要者はいない。

また、水道法により、水道事業者は水道料金等の供給条件を供給規程で定めなければならないことになっており、当市においては水道事業給水条例で規定している。水道料金等については、公平妥当なものである。

(4) 効率性評価

配水量は、夏から秋になると減少傾向にあることから、配水量を的確に予測し、かつ、配水池の容量を有効利用することにより、動力設備の電力消費の節減を図っている。

施設の故障等による職員の時間外緊急出動を減らすため、効率的な点検・整備を進めている。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

職員の高齢化が進んでおり、後継者への技術の継承を目的とした研修の充実及び維持管理マニュアル・台帳類の精度向上を図る。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

施設の老朽化に伴い、今後、整備費用の増加が見込まれることから、計画的かつ効率的に整備等を進める。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

浄配水場の運転管理業務を適正に実施し、その結果安全でおいしい水を安定的に供給することができている。今後は、浄配水場施設の適正な維持管理、更新を行うとともに、技術の継承や薬品使用料の低減策を進め、更に安全で安定的な水道水の供給を図る。